

仲里村教育委員会ヒアリング報告書

ヒアリング先担当者：

仲里村教育委員会文化振興係 佐久田勇氏

ヒアリング参加委員：

佐和洋亮、坂元雅行、関口佳織、久連山陽子、高橋邦明
二関辰郎（記）

ヒアリング日時：

2001年10月19日午後4時～午後5時5分

宇江城岳キクザトサワヘビ生息地等保護区は1998年6月15日に制定されているが、生息地等保護区制定のための調整が開始されたのは、いつ頃からか

1997年3月に環境庁が来て調整を始めた。同年8月には環境庁が現地説明会を実施している。村民から特に反対はなかった。

生息地等保護区制定に向けて調整が始まったのは、どのようなきっかけからか。（沖縄県または仲里村・具志川村から環境庁への積極的な働きかけ等によるものか、環境庁主導によるものか）

環境庁主導と理解している。

制定前の当該区域の状況につき、キクザトサワヘビの生息に好ましくない点があったか、あったとすれば具体的にどのような点か

サワヘビは川に生息しているため、川の汚染が問題となりうる。一番の原因は赤土だが、生息している沢については赤土流出の危険はない。

生息地等保護区内の村有地は、保護区制定まではどのように利用されていたか、また、生息地等保護区に指定されなければ、何らかの形で利用計画があったものか

保護区内はほとんどが村有地で、基本的に山林。

生息地等保護区内の私有地は、保護区制定まではどのように利用されていたか

地主は結構いるが、耕作されていない山林がほとんど。農地利用は10分の1にも満たない。

制定に際し、私有地の所有者との調整につき、どのような問題があったか

特に反対はなかった。環境省が住民に、保護区の指定があっても農業や収穫はできるので影響はないと説明しており、補償等の問題は出ていない。

制定に際し、私有地所有者に対し、何らかの経済的補償その他の補償等があったか。

なし。

立入制限地区・管理地区・監視地区の線引きについては、どのような点が考慮されてなされたか

保護区域はキクザトサワヘビが生息している沢より上部にあり、沢に影響がありうる地域を保護区にしたもの。その内部における線引きは、当初環境省から示されたときにすでになされていた。

区域指定にあたり、当初計画案から外された区域、付加された区域、または、規制がより緩い地区指定に変更された区域等があったか、またその理由は。

当初計画案からの変更はなかった。保護区の形でえがれている部分があるが、おそらくサトウキビ畑を除外したためだと思う。その部分は保護区に指定しようとしなくともサワヘビには影響はない。平地なので、そこからの赤土の流出はない。

最終的に、保護区指定にあたり、村はどのような意見を出したか（種の保存法第36条第3項による関係地方公共団体の意見）

特に出していない。

村民より、種の保存法第36条第5項に基づく意見書の提出はあったか。あるとすれば、その意見の概要は。

なし。

村から村民（利害関係人以外の）に対し、保護区指定にあたり、何らかの説明等がなされたか、なされたとすればその方法や説明内容。また、それに対し、村民からどのような質問・意見等が出されたか。

1997年9月に公文書館の先生を招いてサワヘビに関する講習会、勉強会を行った。

村は、宇江城岳キクザトサワヘビ生息地等保護区内において、キクザトサワヘビの保護及び生息地等保護区の管理のために、どのような活動を行っているか。

環境省の委託に基づき、平成12年1月から生息地等保護区の巡視を行っている。環境省からの委託内容は、保護区境界の週1回巡視およびこれまで個体の発見数が多い比屋定中学校付近にある沢（保護区外）の毎日の巡視であり、巡視目的は違法行為の防止標識類の点検、保護の啓発、生息状況の把握で、月1回報告書を送っている。保護区境界の巡視は自分が行っており、比屋定中学校付近は委託した民間人が行っている。自分は考古学が専門であり、保護区より高地に位置する宇江城城跡で発掘作業を行っており、毎日のように城跡に車で通っているが、その途中に保護区があるため、保護区境界の道路を車で通過して毎日巡視している。自分が保護区の中に入るのは半年に1回程度。

研究者を入れての調査等は行っていない。

違法行為に関連して警察との連携はあるか

なし。

標識の破損や違法行為がこれまでに発見されたことは

なし。

宇江城岳キクザトサワヘビ生息地等保護区内または保護区外における、現在の、キクザトサワヘビの生息状況は？それは、いつ、どのような調査に基づくものか。

具体的な調査を行ったわけではないが、保護区に指定されたことで住民がサワヘビに対する興味を寄せるようになっており、住民による通報がなされるようになった。発見例は年に2件程度のペースであり、サワヘビの分布範囲は結構広いということがわかってきた。

キクザトサワヘビの保護および保護区の管理（以下「保護・管理」という）に関する予算は年間どのくらいか？

村として独自の予算を立てているわけではない。

保護・管理について、村が果たしている役割は。国（環境省）、県、隣村との調整及び連携はどのように行われているか

前述した国の委託を受けての巡視。

保護・管理について、民間人に委託している業務はあるか、あるとすれば人員はどのくらいで、どのような業務を委託しているか

前述のとおり、比屋定小学校付近の沢の巡視を民間人に委ねている。原則毎日1時間異常がないかを確認する感じだと思う。

現在、保護区内において問題と思われる点は？それに対し、どのような対処を行っているか（または、検討しているか）

人による捕獲が怖い。そこまでは管理できない。もっとも山林はハブが出るおそれがあるし、昔と違って薪をとるために山に入る必要もないため、地域住民が山に入ることはない。

現状の保護区のほか、それより南に位置するアーラ岳にもキクザトサワヘビは生息していると報告されているが、そこが保護区に指定されていないのはなぜか。

発見場所は結構何箇所にも及んでいる。それをすべて保護区にしなければいけないとすると、久米島全体を保護区にしなければならなくなる。国から保護区指定の話があった当初から現在の保護区だけを指定する予定であり、アーラ岳は入っていなかった。アーラ岳はほとんどが村有地で山林であり、指定にあたって障害は思い当たらない。なぜ指定されていないかは不明。ただし、そちらが保護区として指定されていないからといって環境破壊が進んでいるわけではない。

これまでに、種の保存法第41条・42条に基づき、立入検査・実地調査等が行われたことはあるか

なし。

保護・管理にあたり、これまでに、種の保存法第40条に基づく措置命令が必要とされる状況と認識されたことはあったか、あったとすればどのような状況であったか、それに対し、環境省（庁）はどのように対応したか

特になし。

保護区内における私有地の所有者より、種の保存法第44条に基づく損失補償請求がなされたことはあるか

農地は少なく、これまでどおり耕作してもかまわないといっているので、損失自体ない。

保護・管理にあたり、国・県に要望している事項等はあるか

なし。

キクザトサワヘビ保護に対する村民の意識は？また、意見・要望等は出されているか
サワヘビの保護を呼びかける立て看板を観光地である村の展望台等に設置
しているなどのため、サワヘビの認知率や興味は増していると考ええる。

両村合併後の保護・管理の体制及び方針は？

現状の両村の巡視人数を維持し、巡視もこれまでどおり行う予定。

その他、保護・管理にあたり、問題点は？

なし。

久米島にはキクザトサワヘビ以外にも希少種がいるが、なぜ他の希少種ではなくヘビを指定したかを知っているか。

わからない。久米島ホテルの方が一般的な人々からの印象はいいのに、なぜサワヘビなのかはわからない。

村内の廃棄物処理場は、どこに、どのような設備があるか

保護区付近にクリーンセンターと称する廃棄物処理場があるが、それは沢のないところにあって、沢からは結構距離があるのでサワヘビへの影響はないと思う。

クリーンセンターは沢よりも低地にあるのか

沢より高いところにあるが、沢までの間に森で盛り上がっている場所が2つあり、間に谷もあるので影響はないと思う。現場に行ってみればわかる。

以上